

各建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）及び同規則の規定に基づく告示（建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号））により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を修了した者については、本年4月1日より、主任技術者の要件を満たす者として認められることとなりました。

これに伴い、「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）により、主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるようにするため、速やかに講習修了証の再交付に努めるよう、登録講習実施機関へ要請しているところです。

ただし、上記通知の施行前に交付された講習修了証（以下「従前の講習修了証」という）でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、従前の講習修了証の取扱いについて、別表のとおり整理し、各地方整備局等建設業担当部局長及び各都道府県建設業主幹部局長宛に周知いたしましたので、貴団体におかれましても、ご承知おき下さいますようお願いいたします。

なお、円滑な許可手続きや入札手続きの遂行のため、また、登録基幹技能者の認知度の更なる向上といった観点からも、貴団体におかれましては、登録基幹技能者の資格を有している各会員の技能者に対し、速やかな講習修了証の再交付を勧めていただけますようお願いいたします。

【参考資料】

- ・登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて
- ・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定
- ・登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について
- ・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（抄）（平成29年国土交通省令第67号）
- ・建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）

・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）